

認定第 5 号

令和 4 年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度木古内町簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也